

Q 西山断層帯にある杷木断層の規模と影響は

A 不明な部分が多く、これから情報収集を行う

鹿毛 哲也 議員

質問項目

- 1 西山断層帯について
- 2 消防団について
- 3 6次産業化の推進と雇用創出について
- 4 学童保育の長期預かり制度について



杷木断層の市民への周知を

Q 杷木断層が通っているところに公共施設や道路があるのか。

A 県道八女香春線に沿った形で通っているの、松末小学校に非常に近い部分を通っている。

Q 危険な箇所は先取りして住民に知らせ、地震に対する意識を高めてもらえば土地の使い方も考えてもらえると思うがどうか。

A 杷木断層は新たに見つかったもので詳細については全く分かっていない。しかし、朝倉市内に活断層があるということは十分認識すべきものであり、調査結果が出た時点で対応を考えたい。

消防団活動のPRは

Q 平成24年9月議会で消防団員の勧誘問題について一般質問を行ったが、それを受けてどのような対策を行ってきたのか。

A 消防団の献身的で崇高な活動を知らせるため、平成24年度の広報あさくらに6回掲載している。また

ホームページにも記事を掲載している。

6次産業化はいかに

Q 6次産業化を推進していくことで、生活困窮者や障害者に多様な就業機会を提供するようなプロジェクトを進めたらどうか。また、ファンド等を設けて財政支援を行えないか。

A 農業生産者向けの6次産業化が主体なのでそこまでは把握していないが、調べて参考になりたい。ファンドについては現時点では考えていない。



地域を支える農業の活性化を

Q なぜ財政が厳しい中、固定資産税率を引下げることができるのか。

A 他市に比べ高いと考え、市長選挙のときに約束した。1億1600万円くらいの減収になるので悩んだが、税金が高いというイメージが市民にある。市民の負担

を少なくするべきだと思った。減税額は10万円に対し約3千円程度であり、負担減少の実感が乏しいのではないか。

Q 減税額は10万円に対し約3千円程度であり、負担減少の実感が乏しいのではないか。

A 実額よりも、朝倉市内の企業に活発に活動してほしいとの考えである。

Q 減収により住民サービスが低下するのではないか。

A 税の徴収状況は、県内60市町村のうち現年度分が55位。滞納繰越分が60位。徴収率を2%程度引き上げると、県内で中位になる。この場合、平成22年度調定額で1億6000万円程度に相当し、減収分がまかなえる。

Q なぜ市長の任期が終わる来年4月に減税をするのか。

A 議論に時間を要した。Q 長期的財政は問題ないか。

A 「入るを量りて出するを成す」を考えていく。

Q 財政に余裕があると市民に誤解を与えないか。

A 現在、標準税率以上の負担を市民にかけている。滞納分を正しく徴収することと特段の負担を改善したい。

Q 現在の税率を維持して、その分を行政サービスで返すのはいではないか。

A 住民サービスを下げることとはあつてはならない。行政改革は当然にやっていく。



長期的に心配ないか

中島 秀樹 議員

質問項目

- 1 固定資産税率の0.05パーセント引き下げ実施について
- 2 職員の飲酒運転の撲滅について
- 3 命を大切にする教育について

Q なぜ財政が厳しい中、固定資産税率を引き下げるのか

A 税金が高いイメージを市民は持っている

Q 筑後川増水時の桂川内水排除対策の早期実現を

ないすい

A 県で調査解析中 結果をみて国や県に要望する

田中 保光 議員

質問項目

- 1 小石原川ダム建設事業について
- 2 市長の施政方針重点施策の第6の柱から
- 3 防災対策について



Q 昨年7月の豪雨では、蟬城地区でも家屋等が浸水し、約半分以上の集落が孤立した。避難勧告や指示が出され、昭和28年大水害以来の洪水となり、自衛隊や消防による救出で大事は免れたが、家屋財産や農作物に莫大な被害が出た。蟬城地区は数

十年にわたり桂川内水排除対策の実現に向け、市と共に国や県に要望してきたが、未だ実現しておらず、大変残念である。この豪雨災害を契機とし、桂川内水排除対策の実現に向けて強力な運動を展開する機会だと思

うが、更なる市の取り組みへの決意は。

A 国交省本省にも幾度となく実情を訴え要望してきた。現在、県が桂川内水排除対策について調査解析を行っている。内水排除には色々な方法があるので、この結果を待ち、なお一層国や県に要望していく。

Q 江川・寺内ダムは水源

地対策特別措置法適用以前のダムであり、水源地域の整備、ダム建設で発生した維持用水や農業用水不足・ダム周辺整備等の解決が課



昨年7月
逆流で増水する桂川

A 江川・寺内ダム建設当時から色々な問題が残されている。小石原川ダムは最後のダム建設になると思う。この機をしっかりと捉え、問題の解決に全力で取り組んでいく。

稲富 一實 議員

質問項目

- 1 教育行政について
- 2 農政施策について



Q 昨年の12月議会で、朝倉市の小学校の適正規模が6クラス、100名以上という説明を受けた。第2期朝倉市行政改革プランの中で、「関係団体と協議、実施」とあるが、どのような対応を行ったのか。

A 平成23年から杷木地

域の中学校区を対象に懇談会を開催し、杷木地域の小中学校における教育の現状と児童生徒数の推移についての説明を行った。昨年8月には「杷木地域の小中学校を考える会」が設立され、今年1月には「小中学校のあり方を考える協議会」が設立された。その後、校区ごとの説明会を開催した。

Q 杷木地域の協議会立ち上げを踏まえて、教育委員会は、そのあり方についてどのような方向付けをされるのか。

A 教育委員会は支援、アドバイスを行う。杷木地域の小中学校のあり方について最終的な方向性は地域の総意と考える。



小中一貫教育に向けて

Q 杷木地域の小中学校の方向性はどのようなのか

A 最終的には地域の総意を尊重して進める

Q 筑後川水系ダム群連携事業検討委員会で、小石原川ダムへの導水管敷設候補地として、杷木地域の3つの谷で生態系や地質の調査が行われてきた。しかし、①昨年7月、8月の豪雨で、真砂土に覆われている地盤が脆弱であることが証明さ



平田 梯子 議員

- 質問項目
- 1 施政方針について市長の见解を問う
 - 2 昨年夏の豪雨災害の復旧・復興について
 - 3 「世界農業遺産登録をめざす協働会議」の今後の取り組みについて
 - 4 「協働」について
 - 5 公共の施設におけるトイレの現状と今後のあり方について

Q 杷木地域にダムへの導水管敷設は危険ではないか

A ダム群連携事業検討委員会で意見を述べていく

れた。②杷木浄水場横の護岸工事のために赤谷川を深堀したため、4日間浄水場の第3、第4ポンプの水が枯渇した。地下をさわると、地下水の水位に影響されやすい地形である。③杷木断層が赤谷川に沿って7キロあることが判明した。

以上のことを踏まえ、依然として杷木地域が取水口の候補地として検証される場合、朝倉市としては発言をどのようにするのか。



地盤が脆弱な杷木地域に導水管敷設は危険

A この委員会は九州地方整備局が主となって進めており、提案に対して意見を述べていくことになる。これから検証が行われ、今後継続が否かが決定されるので、まだ取水口等については全然見えていない。ルートも決定時期になれば市民とも一緒になって協議を行い、市としても一方的にルートを決めるといったことがないようにしたい。

Q 山田堰等の世界農業遺産登録を目指すそう

A 山田堰等の世界農業遺産登録を目指す取り組みについて、朝倉市の考えは、

支援策についても積極的な情報を取り、採択されるように努めていく。近隣自治体との協議・検討の場についてもしっかりと関わりを持つていく。大事な地域の宝の登録に向けて地元で動いているので、市としても主体的に取り組んでいく。

3月定例会で審議した議案等の審議結果です

議案番号	議案の件名	議 案 の 内 容	賛否
総務文教常任委員会			
第19号議案	朝倉市情報公開条例及び朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	国有林野事業が国営事業でなくなることに伴い、「国が経営する企業」の規定を削るもの。	◎可決
第21号議案	朝倉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	定額の旅行雑費を廃止し、同一地域内の移動に要した交通費は旅行雑費として実費を支給するもの。	◎可決
第23号議案	朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	朝倉市上秋月運動広場及び朝倉市福田運動広場を朝倉市体育施設として設置するもの。	◎可決
第27号議案	朝倉市秋月郷土館条例の制定について	朝倉市秋月郷土資料館を設置するもの。	◎可決
第32号議案	朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更について	平成22年度から平成27年度までの朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）を変更するもの。	◎可決
第33号議案	辺地に係る総合整備計画の変更について	佐田辺地及び黒川辺地に係る総合整備計画を変更するもの。	◎可決
第40号議案	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	組合への脱退、加入に伴い、規約を変更するもの。	◎可決
環境民生常任委員会			
第2号議案	平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算について		◎可決
第4号議案	平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計予算について		◎可決
第5号議案	平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算について		◎可決
第6号議案	平成25年度朝倉市介護保険特別会計予算について		◎可決
第14号議案	平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について		◎可決
第15号議案	平成24年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について		◎可決
第16号議案	平成24年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)について		◎可決
第20号議案	朝倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	関係法令の改正により、4条例を改正し、規定の整理を行うもの。	◎可決

◎…全会一致 ○…賛成多数 ※…討論あり

環境民生常任委員会			
第22号議案	朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について	固定資産税の税率を、現行の1.55%から1.50%へ引き下げるもの。	※◎可決
第24号議案	朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	犬、猫等の死体の処理手数料を、現行の2,750円から3,400円へ改定するもの。	◎可決
建設経済常任委員会			
第3号議案	平成25年度朝倉市簡易水道特別会計予算について		◎可決
第7号議案	平成25年度朝倉市下水道事業特別会計予算について		◎可決
第8号議案	平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算について		◎可決
第9号議案	平成25年度朝倉市個別排水事業特別会計予算について		◎可決
第10号議案	平成25年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算について		◎可決
第11号議案	平成25年度朝倉市工業用水道事業会計予算について		◎可決
第12号議案	平成25年度朝倉市水道事業会計予算について		◎可決
第17号議案	平成24年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について		◎可決
第18号議案	平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について		◎可決
第25号議案	朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定について	福岡県が行う事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する事業を追加するもの。	◎可決
第26号議案	朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定について	道路法施行令及び道路整備特別措置法の改正により引用条文を改め、道路占用料等を道路法施行令に定める額にあわせて改定するもの。	◎可決
第28号議案	朝倉市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	地域主権一括法により道路法の一部が改正されたことに伴い、市道の構造の技術的基準を定めるもの。	◎可決
第29号議案	朝倉市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について	地域主権一括法により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、特定道路の構造に関する基準を定めるもの。	◎可決
第30号議案	朝倉市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	地域主権一括法により道路法の一部が改正されたことに伴い、道路標識の寸法を定めるもの。	◎可決
第31号議案	朝倉市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	地域主権一括法により河川法の一部が改正されたことに伴い、河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定めるもの	◎可決
第35号議案	市道上の事故による損害賠償について	市道上の事故の損害を賠償するにあたり、その額を定め、和解契約を締結するもの。	◎可決
第36号議案	市道路線の廃止について	市道来春公民館前線を廃止するもの。	◎可決
第37号議案	市道路線の認定について	土居丸・小原1号線ほか2路線を市道認定するもの。	◎可決
第38号議案	指定管理者の指定について（朝倉市たかき清流館）	朝倉市たかき清流館の指定管理者を(株)ビクトリーに指定するもの。	◎可決
第39号議案	字の区域の変更について	県営土地改良事業に伴い、字の区域を変更するもの。	◎可決
予算審査特別委員会			
第1号議案	平成25年度朝倉市一般会計予算について		◎可決
総合計画後期基本計画審査特別委員会			
第34号議案	第1次朝倉市総合計画後期基本計画の策定について	平成25年度から平成29年度までを計画期間とする第1次朝倉市総合計画後期基本計画を策定するもの。	◎可決
その他			
第13号議案	平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第9号）について		◎可決
第41号議案	平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第10号）について		◎可決
第42号議案	朝倉市副市長の選任について		◎同意
第43号議案	朝倉市固定資産税評価員の選任について		◎同意
第44号議案	朝倉市教育委員会委員の任命について		◎同意
発議案第1号	朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	地方自治法の一部改正に伴い、規定の整理を行うもの。	◎可決
発議案第2号	朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	地方自治法の一部改正に伴い、規定の整理を行うもの。	◎可決
発議案第3号	朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	地方自治法の一部改正により朝倉市議会会議規則の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うもの。	◎可決
意見書案第1号	国民健康保険制度の改善を求める意見書の提出について		◎可決
意見書案第2号	環太平洋経済連携協定(TPP) への対応に関する意見書の提出について		◎可決

◎…全会一致 ○…賛成多数 ※…討論あり